

川崎市公害防止等生活環境の保全に関する条例施行規則の一部を改正する規則 新旧対照表

新	旧
<p>附 則（平成 14 年 3 月 29 日規則第 37 号） （施行期日）</p> <p>1 この規則は、平成 14 年 7 月 1 日から施行する。ただし、第 33 条中第 11 号を第 14 号とし、第 10 号を第 11 号とし、同号の次に 2 号を加える改正規定は同年 4 月 1 日から、同条中第 9 号を第 10 号とし、第 8 号の次に 1 号を加える改正規定は同年 5 月 1 日から施行する。</p> <p>（経過措置）</p> <p>2 この規則の公布の日前に設置された事業所（同日前から設置の工事がされているものを含む。）にあっては、改正後の規則別表第 11 に定める規制基準のうち附則別表の左欄に掲げる排水指定物質に係る規制基準は、当該事業所が同表の左欄に掲げる排水指定物質の種類に応じ同表の中欄に掲げる業種その他の区分に属する場合に限り、改正後の規則別表第 11 の規定にかかわらず、<u>平成 28 年 6 月 30 日</u>までの間は、附則別表に掲げる規制基準を適用する。</p> <p>3 前項の規定の適用については、同項の規定の適用を受ける事業所に係る汚水又は廃液を処理する事業所については、同項の規定の適用を受ける事業所の属する業種その他の区分に属するものとみなす。</p>	<p>附 則（平成 14 年 3 月 29 日規則第 37 号） （施行期日）</p> <p>1 この規則は、平成 14 年 7 月 1 日から施行する。ただし、第 33 条中第 11 号を第 14 号とし、第 10 号を第 11 号とし、同号の次に 2 号を加える改正規定は同年 4 月 1 日から、同条中第 9 号を第 10 号とし、第 8 号の次に 1 号を加える改正規定は同年 5 月 1 日から施行する。</p> <p>（経過措置）</p> <p>2 この規則の公布の日前に設置された事業所（同日前から設置の工事がされているものを含む。）にあっては、改正後の規則別表第 11 に定める規制基準のうち附則別表の左欄に掲げる排水指定物質に係る規制基準は、当該事業所が同表の左欄に掲げる排水指定物質の種類に応じ同表の中欄に掲げる業種その他の区分に属する場合に限り、改正後の規則別表第 11 の規定にかかわらず、<u>平成 25 年 6 月 30 日</u>までの間は、附則別表に掲げる規制基準を適用する。</p> <p>3 前項の規定の適用については、同項の規定の適用を受ける事業所に係る汚水又は廃液を処理する事業所については、同項の規定の適用を受ける事業所の属する業種その他の区分に属するものとみなす。</p>

(条例第 46 条第 5 項の規則で定める日)

4 この規則に係る条例第 46 条第 5 項(同条第 1 項を適用する部分に限る。)の規則で定める日は、この規則の施行の日とする。

附則別表(附則第 2 項関係)

この規則の公布の日前に設置された事業所(同日前から設置の工事がされているものを含む。)に係る平成 28 年 6 月 30 日までの排水指定物質(ほう素及びその化合物、ふっ素及びその化合物並びにアンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物に限る。)の規制基準は、当該事業所が表中の左欄に掲げる排水指定物質の種類に応じ表中の中欄に掲げる業種その他の区分に属する場合に限り、次のとおりとする。

排水指定物質の種類	業種その他の区分	許容限度
ほう素及びその化合物	電気めっき業(海域以外の公共用水域に排水を排出するものに限る。)	1 リットルにつきほう素として <u>40 ミリグラム</u>
	温泉を利用する事業所	1 リットルにつきほう素として 500 ミリグラム
ふっ素及びその化合物	電気めっき業(海域以外の公共用水域に排水を排出するものに限る。)	1 リットルにつきふっ素として 15 ミリグラム

(条例第 46 条第 5 項の規則で定める日)

4 この規則に係る条例第 46 条第 5 項(同条第 1 項を適用する部分に限る。)の規則で定める日は、この規則の施行の日とする。

附則別表(附則第 2 項関係)

この規則の公布の日前に設置された事業所(同日前から設置の工事がされているものを含む。)に係る平成 25 年 6 月 30 日までの排水指定物質(ほう素及びその化合物、ふっ素及びその化合物並びにアンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物に限る。)の規制基準は、当該事業所が表中の左欄に掲げる排水指定物質の種類に応じ表中の中欄に掲げる業種その他の区分に属する場合に限り、次のとおりとする。

排水指定物質の種類	業種その他の区分	許容限度
ほう素及びその化合物	電気めっき業(海域以外の公共用水域に排水を排出するものに限る。)	1 リットルにつきほう素として <u>50 ミリグラム</u>
	温泉を利用する事業所	1 リットルにつきほう素として 500 ミリグラム
ふっ素及びその化合物	電気めっき業(海域以外の公共用水域に排水を排出するものに限る。)	1 リットルにつきふっ素として 15 ミリグラム

	<u>昭和49年12月1日において現に湧出している温泉（自然に湧出しているもの（掘削により湧出させたものを除く。以下同じ。）を除く。）を利用する事業所</u>	<u>1リットルにつきふっ素として30ミリグラム</u>		<u>昭和49年12月1日において現にゆう出している温泉を利用する事業所</u>	<u>1リットルにつきふっ素として50ミリグラム</u>
	<u>昭和49年12月1日において現に湧出している温泉（自然に湧出しているものに限る。）を利用する事業所</u>	<u>1リットルにつきふっ素として50ミリグラム</u>			
アンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物	電気めっき業	1リットルにつきアンモニア性窒素に0.4を乗じたもの、亜硝酸性窒素及び硝酸性窒素の合計量 <u>300ミリグラム</u>	アンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物	電気めっき業	1リットルにつきアンモニア性窒素に0.4を乗じたもの、亜硝酸性窒素及び硝酸性窒素の合計量 <u>400ミリグラム</u>
備考 1 この表の左欄に掲げる排水指定物質の種類ごとに同表の中欄に掲げる業種その他の区分に属する事業所が同時に他の業種その他の区分に属する場合において、改正後の規則別表第11又はこの表によりその業種その他の区分につき異なる許容限度の規制基準が			備考 1 この表の左欄に掲げる排水指定物質の種類ごとに同表の中欄に掲げる業種その他の区分に属する事業所が同時に他の業種その他の区分に属する場合において、改正後の規則別表第11又はこの表によりその業種その他の区分につき異なる許容限度の規制基準が		

<p>定められているときは、当該事業所に係る排水については、それらの規制基準のうち、最大の許容限度のものを適用する。</p> <p>2 事業所の排水の採水の地点は、当該事業所の排水口とする。</p> <p>3 排水の測定方法は、改正後の規則別表第 11 備考第 7 項第 25 号から第 27 号までに定めるところによるものとする。</p>	<p>定められているときは、当該事業所に係る排水については、それらの規制基準のうち、最大の許容限度のものを適用する。</p> <p>2 事業所の排水の採水の地点は、当該事業所の排水口とする。</p> <p>3 排水の測定方法は、改正後の規則別表第 11 備考第 7 項第 25 号から第 27 号までに定めるところによるものとする。</p>
--	--